

応援します！在宅ワーク

在宅ワークとは、パソコンやインターネットなどのIT（情報技術）を活用し、請負契約に基づいて在宅で行う仕事のことで、「文書入力」「テープ起こし」「データ入力」「ホームページ作成」「翻訳」「設計・製図」などがあります。

厚生労働省では、在宅ワーカーが安心して契約し仕事を行うことができるなど、在宅ワークの環境をよりよくするために、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の作成や**在宅就業者総合支援事業**など、さまざまな施策を行っています。

在宅ワークを発注する方

平成22.3月改正

在宅ワークの契約をするときは、**ガイドライン**を守りましょう。

契約後のトラブルを未然に防止し、在宅ワーカーが安心して仕事ができるようにするため、在宅ワークの契約の際には**ガイドライン**（「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」）を守るよう努めましょう。

〈ガイドラインの概要〉

- ① 契約条件の文書明示（電子メール含む）およびその保存
- ② 契約条件の適正化：報酬の支払い、納期、継続的な注文を打ち切る場合における事前予告、契約条件の変更についての協議など
- ③ その他：注文者の協力、個人情報保護、健康確保措置、能力開発に関する支援、担当者の明確化、苦情の自主的解決など

在宅ワークをお探しの方

「うまい話」にご注意ください！ それは、**インチキ内職** かもしれません！

簡単な作業で
誰でもすぐに高収入！

簡単な講習を受講した後は、
お仕事をたくさん紹介します！



在宅ワークを紹介するといって、事前に高額な登録料、講習料、教材費の支払いなどを要求する業者には十分注意しましょう。

また、誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるなどの「うまい話」は、普通あり得ません。

契約条件は十分に確認し、内容は契約書などの書面できちんともらいましょう。

「インチキ内職」に遭わないためには、在宅ワークを希望する方ご自身の注意が何よりも肝心です。

厚生労働省では、適正な在宅就業を推進するため、以下の冊子を作成しています。在宅ワークについての情報を幅広く掲載していますので、ぜひご覧ください。

▶**在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン**（発注者向け）

▶**在宅ワーカーのためのハンドブック**（在宅ワーカー向け）

詳しくは、厚生労働省ホームページから →



在宅就業者総合支援事業のご案内

(平成23年度は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社へ事業委託)

在宅ワークに携わる方々を対象に、次のような支援を行っています。

① 在宅ワークに関する総合支援サイト HOME WORKERS WEB

「ホームワーカーズウェブ」では、在宅ワーク初心者から仕事を続けてキャリアアップしたい方、在宅ワークを発注したい方まで、役立つ情報を提供しています。

●先輩ワーカーの活躍が見られる

在宅ワークの仕事例

●在宅ワーカー・発注者の交流の場

シンポジウム情報

●ネットを使って自宅でも学べる

セミナー情報

●疑問・トラブルを解決しよう

FAQ ・ 相談窓口



<http://www.homeworkers.jp>

② セミナーの開催

参加無料!

託児サービスあり

仲間と一緒にスキルアップしませんか?

開催内容とスケジュールは、ホームワーカーズウェブに、随時掲載しています。

在宅ワークセミナー 入門編・基礎編

入門編では、在宅ワークを始めるために必要な基本的な知識・ノウハウ・心構えを、基礎編では、在宅ワークでできる業務の種類や始め方をご紹介します。

【対象】在宅ワークに興味のある方、在宅ワークを新たに始めようとする方
【開催予定地】東京都および大阪府

平成23年度のセミナーは全て終了いたしました。

在宅ワークセミナー 実践編

前半は在宅ワークの最近の動向と今後の可能性について、後半は在宅ワーカー同士がチームを組んで業務を進める「グループワーク」をご紹介します。

【対象】在宅ワークについて一定の知識のある方で、在宅ワークについて更に知りたい方
【開催予定地】東京都

私らしい働き方 発見セミナー

ご自身のライフスタイルに合った働き方について、自分らしい働き方を見つけた先輩の例なども参考にしながら考えていただく場です。

【対象】在宅ワーク、再就職など、多様な就業形態を視野に入れて就業を検討している方
【開催予定地】東京都

③ 相談窓口の設置(平成24年3月末まで)

電話でも、ネットでも受付

在宅ワークを始めるにあたっての基本情報や注意点、在宅ワークを始めて間もない方の悩みなど、各種相談を、電話とインターネット(ホームワーカーズウェブ)で受け付けています。(仕事のあっせんは行っていません。)

電話 0570-020-050 (10:00~17:00) ※土日祝、年末年始を除く

インターネット <http://www.homeworkers.jp/contact/contact.html>

◆このリーフレットに関するお問い合わせは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課(03-5253-1111(7856))まで。

平成23年度版